6　国税庁の当該職員又は居住者の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、居住者に係る外国関係法人の各事業年度が特例清算事業年度に該当するかどうかを判定するために必要があるときは、当該居住者に対し、期間を定めて、当該各事業年度が特例清算事業年度に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、第二項（第十一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該各事業年度は特例清算事業年度に該当しないものと推定する。

第四十条の八第一項各号並びに第二項第一号並びに第二号イ及びロ中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に改める。

第四十一条第一項中「以下この項、第十項、第二十項、第二十一項、第二十七項及び第三十五項」を「第十九項を除き、以下この条」に、「次条第三項第四号」を「次条第三項第三号」に、「。第三十五項」を「。第十七項及び第三十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が」を削り、「当該宅地建物取引業者」を「当該特定増改築等をした宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）」に、「この項、第三項、第五項、第六項、第九項から第十一項まで、第十五項から第十七項まで及び第三十一項、次条並びに第四十一条の二の二」を「同条まで」に改め、「、第六項及び第九項」を削り、「平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日まで」を「平成二十九年一月一日から令和十二年十二月三十一日まで」に、「次項から第十項まで、第十五項、第十八項、第二十三項及び第三十四項並びに」を「以下この条及び」に、「各年」を「適用年」に、「第十項、第十五項及び第十八項」を「第十一項及び第十四項」に、「年に限る。第四項第一号において「適用年」と」を「各年を」に改め、「合計所得金額」の下に「（以下この条において「合計所得金額」という。）」を加え、同項第二号中「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する」を削り、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「平成二十三年又は平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、「居住年が平成二十六年から令和三年までの各年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「平成二十四年、」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「平成二十年又は平成二十五年から令和七年まで」を「平成二十九年から令和十二年まで」に、「平成二十六年」を「平成二十九年」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項第一号を削り、同項第二号中「平成二十一年」を「平成二十九年」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「令和七年」を「令和十二年」に改め、同号を同項第二号とし、同条第五項中「第十六項及び第四十一条の三の二第十八項」を「第十二項」に改め、「（第四十一条の三の二第十八項において「新消費税法」という。）」を削り、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第十三項、第二十四項から第二十六項まで」を「第九項、第二十一項から第二十三項まで、第二十六項」に、「第十三項、第十八項及び第十九項」を「第九項、第十四項及び第十五項」に改め、「宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の」を削り、「の当該」の下に「特定増改築等をした」を加え、「第十三項並びに」を「第九項並びに」に改め、「又は」の下に「既存認定住宅等の取得（」を加え、「（以下この項及び」を「をいう。次項及び第九項第二号ロ(2)において同じ。）(以下この項、第九項及び」に、「平成二十一年六月四日（第二号に掲げる家屋にあつては都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日とし、」を「平成二十九年一月一日（に、「とする。）から令和七年十二月三十一日」を「）から令和十二年十二月三十一日」に、「、第十二項及び第十四項」を「から第十項まで」に、「認定住宅等の新築等又は」を「認定住宅等の新築等若しくは」に改め、「ある場合」の下に「又は同日の属する年が令和八年から令和十二年までの各年である場合」を加え、「第二十四項中」を「第二十一項中」に、「第十項に」を「第六項に」に、「第二十五項」を「第二十二項」に、「の第十項」を「の第六項」に、「第二十六項中」を「第二十三項中」に、「第二十八項中」を「第二十五項中「の同項」とあるのは「の第六項」と、「同項の規定は適用せず」とあるのは「第一項の規定は適用せず」と、第二十六項中「の同項」とあるのは「の第六項」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、第二十八項中「、「（第十項」を「（第六項」に改め、同項第三号中「第十三項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第四号中「及び第十三項第三号」を「、第九項第三号及び第四号並びに第二十五項」に改め、同項第六項とし、同条第十一項第一号及び第二号を次のように改める。

一　居住年が平成二十九年から令和五年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　五千万円

イ　平成二十九年から令和三年までの各年　その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第五号イにおいて同じ。）に該当するものである場合

ロ　令和四年又は令和五年　その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項並びに第九項第一号及び第二号ロ(2)において同じ。）であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

二　居住年が令和四年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　四千五百万円

イ　令和四年又は令和五年　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和六年から令和十二年までの各年　その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第十一項第三号中「平成二十四年、」及び「居住年が令和四年又は令和五年である場合には、」を削り、「とき」を「場合」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四　居住年が令和六年から令和十二年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　三千五百万円

イ　令和六年又は令和七年　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

ロ　令和八年から令和十二年までの各年　次に掲げる場合

(1)　その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合

(2)　その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

五　居住年が平成二十九年から令和七年までの各年である場合（次に掲げる当該居住年の区分に応じそれぞれ次に定める場合に限る。）　三千万円

イ　平成二十九年から令和三年までの各年　その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものである場合

ロ　令和四年又は令和五年　その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

ハ　令和六年又は令和七年　次に掲げる場合

(1)　その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合

(2)　その居住に係る家屋が認定住宅又は特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が既存認定住宅等の取得に該当するものである場合

第四十一条第十一項に次の一号を加える。

六　居住年が令和八年から令和十二年までの各年である場合（その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅である場合に限る。）　二千万円